

第 9 条（個人情報保護）の検証

現行条文

（個人情報保護）

第 9 条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

◆ 改正個人情報保護法への対応について

見直した方がよい

個人情報保護に関する法律の一部改正により、社会のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが同法で規定されたことを踏まえ、条文の見直しが必要である。

<検証委員会としての意見>

個人情報保護法制の一元化に伴い、本市の個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律にのっとった運用となるため、その内容を踏まえ、以下のとおり条文を見直すことが望ましいと考える。

【変更案】（第 9 条）

<変更前>

（個人情報保護）

第 9 条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。



<変更後>

（個人情報保護）

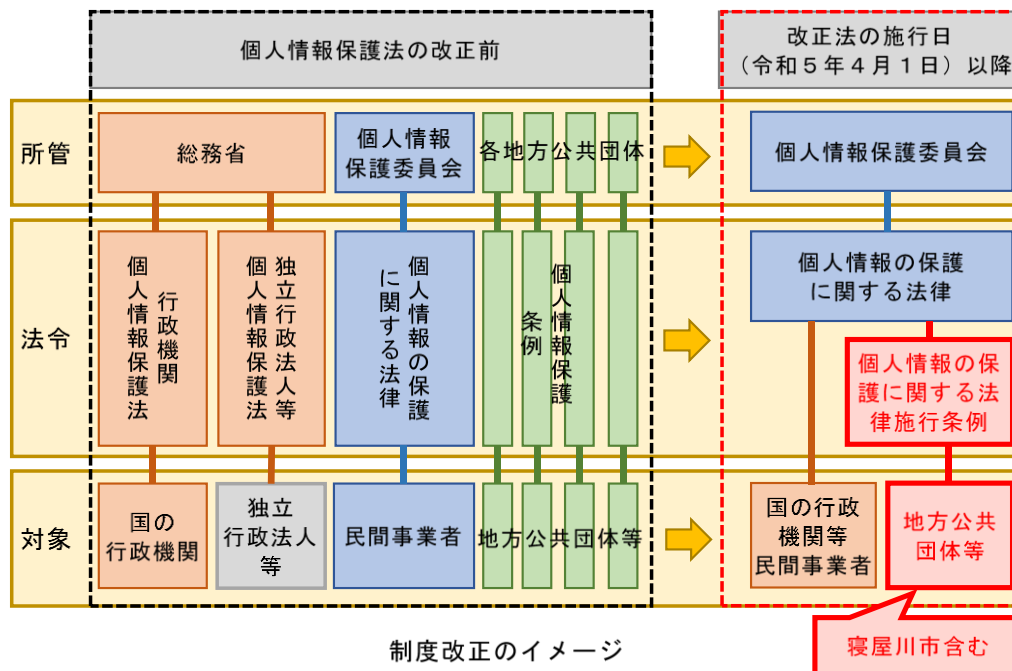
第 9 条 行政は、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」の改正について

(1) 個人情報保護法制の一元化

『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』による改正後の『個人情報の保護に関する法律』（以下「改正法」という。）において、これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等で異なっていた個人情報保護法制が一元化される。

なお、本市においても、令和5年4月1日から改正法が適用されるため、現行の「寝屋川市個人情報保護条例」を「寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」に全部改正し、改正法から委任・許容された事項の規定に向け、手続を進めている。



(2) 現行条例と法律との第1条（目的）部分の比較

市個人情報保護条例(第1条)	個人情報の保護に関する法律(第1条)
この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。	この法律は、<u>デジタル社会</u>の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに<u>個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること</u>を目的とする。